

裁判の傍聴にご参加を！



6月24日(月) 国相手の大飯原発止めよう裁判(大阪地裁)

規制委員会は、関電火山灰層厚が過小評価で規則に違反していると断定
改めて、原発の停止を求めます

◇ 15:00 第30回法廷 大阪地方裁判所 202号大法廷
◇ 法廷終了後に報告・交流会：大阪弁護士会館 1205号室

※傍聴券の抽選はなくなりましたので、直接202号法廷をお願いします。

(裁判所に入る時には手荷物検査がありますので、14:30頃には裁判所に到着をお願いします。)

◆今回の法廷 火山灰問題等で改めて運転停止を求めます

原子力規制委員会は、5月29日に、関電の大飯・高浜・美浜原発の現行のサイト内火山灰最大層厚10cmは過小であることを認め、「安全機能を損なわない基本設計ないし基本的設計方針を有するものであるといえない」として、許可基準規則に「不適合」だと断定しました。

しかし他方で、原発の停止は求めず、設置変更許可の申請期限を12月末とし、審査開始はそれ以降となり、その後の改造工事や手順書の変更については期限すらなく、危険な原発は違反状態で動き続けています。原発の基本設計が規則に違反していることを認めているのに、原発の停止を認めないことは、原子力規制の基本を踏み外しており、到底許せません。

6月24日の法廷では、改めてこの火山灰問題で、大飯原発の早期の運転停止を求めます。また、裁判所の争点整理に合わせて、基準地震動の「ばらつき」問題、制御棒挿入が間に合わない問題等についても、新たに書面を提出し主張していきます。

◆法廷終了後の報告・交流会 (17:15頃まで)

・当日の法廷のやり取りや書面について、弁護団から説明を受け、議論します。

・交流会では、安定ヨウ素剤配布の年齢制限反対、30km圏内でも事前配布を求める活動について、さらに、6月21日の使用済燃料の乾式貯蔵反対等の政府交渉の報告、また同日の関電株主総会の参加報告等を予定しています。福井からも参加されます。



多くの皆さんの参加で傍聴席を埋めましょう。ぜひご参加ください。

※大阪地方裁判所 地下鉄御堂筋線「淀屋橋」1番出口、地下鉄谷町線「南森町」2番出口 歩10分

おおい原発止めよう裁判の会 連絡先：美浜の会 気付

2019.6.20

大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル 3階 TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581